

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年 4 月15日

【会社名】 株式会社ウォーターダイレクト

【英訳名】 Water Direct Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役執行役員社長 樋口 宣人

【本店の所在の場所】 山梨県富士吉田市上吉田4597番地の1
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の最寄の連絡場所で行っています。)

【電話番号】 03-5487-8101

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 長野 成晃

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎四丁目 1 番 2 号

【電話番号】 03-5487-8101

【事務連絡者氏名】 執行役員管理本部長 長野 成晃

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町)

1【提出理由】

当社は、平成28年4月15日開催の取締役会において、株式会社エフエルシー（本社：東京都渋谷区、代表取締役社長萩尾 陽平）（以下「エフエルシー」といい、当社及びエフエルシーを総称して「両社」といいます。）との間で、株式交換（以下「本株式交換」といいます。）及び会社分割（吸収分割）（以下「本会社分割」といいます。）により純粋持株会社（完全親会社）である「株式会社プレミアムウォーターホールディングス」（当社商号を変更予定。以下「持株会社」といいます。）を親会社とする持株会社体制に移行し、経営統合（以下「本経営統合」といいます。）することを合意いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2及び第7号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

・本経営統合の目的等

1. 本経営統合の背景及び目的

当社は、開発、製造、品質管理、販売、アフターサービスまでを自社で手掛け、工場からお客様に水ボトルを直接お届けするサービスを強みとし、「選べる3種の天然水 CLYTIA」及び子会社を通じて「iDEAL WATER」を展開しております。エフエルシーは、全国の商業施設にブースを出店し、直接お客様に商品の説明などの販売促進をして契約を頂く、セールスプロモーションを用いた販売事業を得意分野とし、子会社であるプレミアムウォーター株式会社（以下「プレミアムウォーター」といいます。）において採水地や栄養成分、品質にこだわった天然水「PREMIUM WATER」を展開しております。両社は平成20年1月より宅配水に関する取引を開始し、また、平成24年4月には当社がプレミアムウォーターとOEM契約を締結し、同社に対し製品の供給を行うなど、互恵的な関係を構築して参りました。

そのような中、大手企業の宅配水業界への参入や競業他社間の業務提携等の動きがあること等を考慮し、平成27年3月頃より、両社においても今後の事業展開や提携関係の強化について協議しておりました。その結果、宅配水業界において両社が一定のシェアを保ち、かつ成長を持続させていくためには、これまで以上の強固な協力・協業体制にて宅配水事業に取り組むべきであるとの考えに至り、宅配水市場におけるサービスの質的向上、内容的拡充・深化、新たな価値の創造を目指し、平成27年4月28日に業務提携に関する契約を両社間で締結いたしました。その後、平成27年6月24日に開催された当社の定時株主総会を経て、エフエルシーの萩尾陽平代表取締役社長を当社の取締役に招聘するなど、協力・協業体制を着実に築いてまいりました。

当社においては、高品質の天然水をワンウェイ方式（注）で提供する宅配水事業の顧客の拡大を図りながら、業界において競争力ある地位を確保しつつ、企業価値を向上させ長期的に社会的使命を果たしていくために、新規顧客獲得や既存顧客の満足度向上のためのアフターフォローやカスタマーサポート等を通じて、経営改善に取り組んで参りましたが、先行投資型のビジネスモデルであるため、販売促進費の増加により、平成27年11月12日付「平成28年3月期第2四半期連結累計期間及び通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」に公表しましたとおり、当期上半期において営業赤字を計上し、通期業績予想を下方修正する状況となっております。

このような状況の中で、当社は、販売促進費増加の抑制や営業能力拡充等の当社に不足するノウハウをいち早く導入するために、販売力において独自の強みを持つエフエルシーとの経営統合を図ることが、企業価値向上のために有効であると考えております。同時に、開発から製造、品質管理、販売、アフターサービスまでを一貫して手掛けるという当社の強みを維持強化することや、過去の事業の整理など、当社固有の課題に自ら取り組むことは本来先決であることから、必要な設備投資やシステム投資、負債の整理等を進めたく考えております。これらの施策により、経営統合の効果を発揮しやすい態勢が整い、本経営統合による企業価値向上の最大化が目指せるものと考えております。

一方、エフエルシーにおいても、宅配水事業におけるシェアが拡大しつつある中、当社との経営資源の共有による安定的生産能力の確保や販路の拡大、顧客満足度の向上を図ることができる等、当社とのさらなる連携強化が、数多くのお客様の支持をいただいているセールスプロモーションを用いた販売という自身の強みを活かすことに繋がり、企業価値向上に資するものと考えております。

また、宅配水業界においては、昨今、大手企業による有力宅配水事業者の買収や、大手企業と有力宅配水事業者との資本業務提携など、業界再編の動きが目立っておりますが、本経営統合により、当社及び当社の連結子会社（以下「当社グループ」といいます。）の事業規模・資本規模を拡大できるばかりでなく、新規顧客獲得数の傾向からみて本経営統合後は連結ベースで宅配水事業者として顧客数が業界首位となることを十分に目指せるような地位に立つことになり、業界をリードする競争力を確保することになるものと考えております。また、本経営統合によって、当社グループが展開する「CLYTIA」及び「iDEAL WATER」とエフエルシーが子会社を通じて展開する「PREMIUM WATER」の3つのブランドを統合することで、業界におけるプレゼンスや市場における知名度をより一層高め、顧客サービスの向上を図ると共に効率化を実現することができると考えております。ブランドの統合においては、新たな販売活動・

サービス運営において、上記3つのブランドを「PREMIUM WATER」に一本化して展開する予定です。具体的な時期や過程は協議のうえ定めることとしております。

このように、両社において本経営統合を進めることが、両社の企業価値の向上において、最も早期かつ確実に、最も大きな効果を生む選択であると考えております。

具体的には、本経営統合により、エフエルシーの営業能力やセールスプロモーションのノウハウを活かし、当社の生産能力の裏付けを伴う、顧客数の増加、顧客満足度の強化、中長期的な収益の成長が期待でき、ブランド統合によりスケールメリットを創出でき、サービスの質を向上しやすくなり、両社の組織を効率化することができ、近い将来におけるアジア展開の素地を築くことを狙うこともできる、等の効果が得られ、企業価値最大化が図られるものと考えます。また、資本規模が拡大することで、顧客数の増加等を支える販売費の支出や設備投資を可能とするための資金調達を行いやすくなることが想定されます。

両社は、本経営統合を実現するための協議及び交渉において、当社によるエフエルシーの完全子会社化、持株会社体制への移行、当社による資本増強及び資金調達、という一連の手法を取ることが最適であるとの結論に至りました。本株式交換によって、当社はエフエルシーの100%親会社となりますが、同時に、当社が、その宅配水事業に関する権利義務の全部（子会社株式を含みます。）を本分割準備会社に承継させる本会社分割を実施し、かつ、当社の商号を「株式会社プレミアムウォーターホールディングス」に変更し、本分割準備会社はその商号を「株式会社ウォーターダイレクト」に変更する（以下、本会社分割及び商号変更後の本分割準備会社を「新生ウォーターダイレクト」といいます。）ことで、新生ウォーターダイレクトとエフエルシーを、上場会社である持株会社の子会社とする持株会社体制へ移行する予定です。

（注）ウォーターサーバーに使用する水のボトルについて、使いきりボトルをお届けする「片道方式」のサービス形態です。他の形態として、使用後のボトルを回収し再利用する「リターナブル方式」があります。

2. 本経営統合の概要及びスキーム

本経営統合は、以下の方法により行うことを予定しております。

（1）当社によるエフエルシーの完全子会社化

当社は、平成28年5月13日開催予定の当社の臨時株主総会において承認を受け、当社を株式交換完全親会社、エフエルシーを株式交換完全子会社とする株式交換を行い、当社がエフエルシーの発行済株式の全てを取得いたします。なお、エフエルシーが発行する株式には、普通株式とA種優先株式があり、エフエルシー普通株式に対しては当社普通株式を交付し、エフエルシーA種優先株式に対しては、当社普通社債を交付いたします。詳細は、「本株式交換について」をご参照下さい。

（2）持株会社体制への移行

当社が予め完全子会社である本分割準備会社を新設し、本分割準備会社に対して当社の宅配水事業を会社分割（吸収分割）することにより、当社を持株会社化いたします。その結果、新生ウォーターダイレクトとエフエルシーを持株会社の子会社とする持株会社体制へ移行することで、機動的な経営体制を確立します。なお、本会社分割の効力発生日時点において、本分割準備会社の商号を「株式会社ウォーターダイレクト」とし、当社の商号を「株式会社プレミアムウォーターホールディングス」とする予定であり、当社は持株会社として引き続き上場を維持する予定です。詳細は、「本会社分割について」をご参照下さい。

（3）当社による資本増強及び資金調達

当社は「1. 本経営統合の背景及び目的」に記載のとおり、当社は、エフエルシーとの経営統合を図り、同時に、必要な設備投資やシステム投資、負債の整理等を進めることで、本経営統合による企業価値向上の最大化を目指せるものと考えております。そこで、本経営統合後に見込まれる顧客数増加に応じて必要となる資産取得支出の資金を確保し、また、設備投資やシステム投資等、負債整理という当社固有の資金需要を賄うため、本経営統合に際し、本新株予約権割当てによる資本増強及び資金調達を実行することといたしました。これにより、資金需要を長期安定的に賄い、かつ財務基盤を強化することで、当社の中長期的な収益構造の確立と事業規模の拡大を通じて、企業価値の向上を図ることができると見込まれます。具体的には、に見込まれる顧客数増加に応じて必要となるウォーターサーバー等の取得等、工場等の設備投資等、顧客満足度向上のためのシステム投資等、子会社における過去の事業に関する負債整理、に充当するものであります。このうち当社固有の資金需要に関しては、本経営統合に関わらず必要な資金ですが、本経営統合を予定している状況で、株主の皆様や投資家や市場関係者の皆様に本経営統合後の資金需要と共にご説明して決議するものであるため、本新株予約権割当てに係る本当該新株予約権の内容には、本株式交換が効力発生することが行使条件として含まれております。

両社の親会社である株式会社光通信（本社：東京都豊島区、代表取締役社長 玉村剛史）（以下「光通信」といいます。）は、本新株予約権割当てが実行された場合、本株式交換が効力発生することを条件として、光通信及び

光通信の連結子会社である株式会社総合生活サービス（以下、光通信と株式会社総合生活サービスを総称して「光通信グループ」といいます。）が本新株予約権割当てにより割当てを受けた新株予約権を全て行使する旨を書面に於て当社に表明しております。光通信は、当社の発行済の新株予約権のうち（ ）第3回新株予約権については、当社又は当社の関係会社の役員又は従業員であることが権利行使条件として定められており、光通信が本公開買付けによりこれらの新株予約権を取得しても行使できないこと、（ ）第4回新株予約権についてはその全てを光通信が保有しているため、公開買付け（詳細は平成28年4月15日開示資料「当社と株式会社エフエルシーの経営統合の合意、株式交換を通じての株式会社エフエルシーの完全子会社化に関する株式交換契約締結、会社分割（吸収分割）による持株会社体制への移行、商号変更及び定款一部変更のお知らせ」をご参照下さい。以下「本公開買付け」といいます。）により買い付けることができないこと、（ ）本新株予約権割当てにより割り当てられる本新株予約権を既存株主様が行使しないこと、又は、本株式交換によりエフエルシーの株主に当社の普通株式が割り当てられることにより、当社の既存株主様の持株比率が希薄化することから、少数株主様の権利を保護する目的で、当社からの要請に応じて、本公開買付けによって、本経営統合の影響ない本経営統合発表前の市場株価水準で、比較的簡便かつ早期に株式及び新株予約権を売却する機会をご提供するという本公開買付けの趣旨に照らし、また、現時点では本新株予約権割当てにより光通信グループに割り当てられた本新株予約権を行使する以上の追加的な出資をする予定がないことから、本公開買付けによって取得した新株予約権を行使することは予定していないとのことです。

なお、新株予約権の株主割当ての詳細は、当社の平成28年4月15日提出の「有価証券届出書」をご参照下さい。

・本株式交換について

1. 本株式交換の相手会社について

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社エフエルシー
本店の所在地	東京都渋谷区神宮前一丁目4番16号
代表者の氏名	代表取締役社長 萩尾 陽平
資本金の額	1億円（平成28年3月31日現在）
純資産の額（連結）	30,667千円（平成27年2月末日現在）
総資産の額（連結）	3,164,267千円（平成27年2月末日現在）
事業の内容	各種販売促進業務 販売計画の企画・運営 その他プロモーション全般の企画運営

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

事業年度	平成25年2月期	平成26年2月期	平成27年2月期
売上高（千円）	15,048,564	12,859,551	8,973,476
営業利益（千円）	262,793	548,090	352,403
経常利益又は経常損失（ ）（千円）	305,369	466,406	413,012
当期純利益又は当期純損失（ ）（千円）	369,201	222,185	478,056

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（平成28年4月15日現在）

(1) 普通株主

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（%）
株式会社コンタクトセンター	69.3
株式会社光通信	9.7
萩尾 陽平	6.4
金本 彰彦	3.9
株式会社サイサン	1.9

(2) A種優先株主

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める 大株主の持株数の割合(%)
株式会社コンタクトセンター	100.0

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社とエフエルシーの間には、特筆すべき資本関係はありません。 なお、株式会社光通信は、当社の発行済株式総数の53.4%（間接保有分を含む）、エフエルシーの発行済株式総数の78.9%（間接保有分を含む）を保有しております。
人的関係	当社は、エフエルシーの萩尾代表取締役社長を取締役に招聘しております。
取引関係	当社は、エフエルシーの子会社であるプレミアムウォーター株式会社と製品をOEMで供給することに関する基本契約を締結し、製品をOEM供給しております。

2. 本株式交換の目的

「 . 本経営統合の目的等 1. 本経営統合の背景及び目的」をご参照下さい。

3. 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、エフエルシーを株式交換完全子会社とする株式交換になります。本株式交換は、当社においては平成28年5月13日開催予定の臨時株主総会、エフエルシーにおいては平成28年5月13日開催予定の定時株主総会において、それぞれ本株式交換契約の承認を受けたくうで、平成28年7月1日を効力発生日として行う予定です。

本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	エフエルシー (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 普通株式の交換比率	1 (普通株式)	530 (普通株式)
本株式交換に係る 種類株式等の交換比率	1 (第5回普通社債)	0.5 (A種優先株式)

なお、当社第5回普通社債の内容は、下記のとおりです。

(1)	発行総額	金28億円
(2)	各社債の金額	金1億円
(3)	利率	年2.00%
(4)	払込に関する事項	本株式交換に際して当社がエフエルシーA種優先株式2株を取得するのと引換えに、エフエルシーA種優先株式2株に対して各社債の1億円を割当て交付する。
(5)	償還金額	各社債の金額100円につき金100円
(6)	年限	4年と126日
(7)	償還期限	平成32年12月16日（金融機関休業日にあたる時は、その前営業日に繰り上げる。）
(8)	償還方法	償還期日における一括償還。但し、社債権者の承諾を得て、本社債の全部又は一部を償還期日前に購入償還することができる。
(9)	利払日	償還期日において全額を支払う。
(10)	発行期日	本株式交換の効力発生日
(11)	発行の方法	本株式交換における対価として発行する。
(12)	発行の対象	エフエルシーA種優先株主
(13)	社債券の発行	記名式社債券とし、利札は付さない。

(14)	担保及び保証の有無	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
(15)	社債管理者の不設置	本社債は会社法第702条ただし書きの条件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。
(16)	財務上の特約	本社債には財務上の特約は付されていない。

また、A種優先株式の内容は、下記のとおりです。

(1)	発行株式数	A種優先株式 56株
(2)	発行価額	1株につき 金5,000万円
(3)	発行価額の総額	金28億円
(4)	優先配当金の額	普通株主または普通株式の登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、1事業年度毎につき100万円
(5)	累積条項	剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないとき（剰余金の配当が行われない場合を含む。）は、その不足額は、翌事業年度以降に累積する。
(6)	取得請求権	A種優先株主は、A種優先株式発行日から5年を経過した日以降いつでも、金銭を対価としてA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求することができる。
(7)	取得条項	A種優先株主又はA種登録株式質権者の承諾を得た場合、当会社の取締役会が別に定める日において、法令上可能な範囲で、金銭の交付と引換えにA種優先株式の全部又は一部を取得することができる。
(8)	参加条項	なし
(9)	議決権	なし

（注1）株式の割当比率

エフエルシー普通株式1株に対して、当社普通株式530株を割当て交付します。

エフエルシーA種優先株式1株に対して、当社第5回普通社債0.5枚を割当て交付します。なお、本経営統合後の新会社において、金利や期間等についてより有利な条件で資金調達が可能となった場合には、当該社債を繰上償還し、より有利な資金調達に切り替えていくことを検討いたします。

（注2）本株式交換により交付する普通株式の数

当社は本株式交換のため、当社普通株式13,664,460株（予定）を新たに発行し割当て交付する予定です。

上記の本株式交換により交付する当社普通株式の数は、平成28年4月15日現在のエフエルシーの発行済株式総数（25,782株）に基づいて算出したものです。

（注3）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満）を保有することとなるエフエルシーの株主の皆様（平成28年4月15日現在のエフエルシーの株主は14名ですが、そのうちの当社の単元未満株式のみを保有することとなる株主の皆様は0名の見込みです。）は、取引所市場においてその保有する単元未満株式を売却することはできませんが、下記の制度をご利用いただくことができます。

単元未満株式の買取制度（1単元未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し自己の保有する単元未満株式の買取りを請求することができる買取制度をご利用いただくことができます。

（注4）1株に満たない端数の取扱い

本株式交換により交付する当社株式に1株に満たない端数がある場合、当社は会社法第234条の規定に基づく取扱いをいたします。

本株式交換に伴う株式交換完全子会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する扱い

エフエルシーが発行している新株予約権については、本株式交換契約に基づき、株式交換効力発生時点における新株予約権者が保有するそれぞれの新株予約権について、株式交換効力発生時において、下記の通り当社の新株予約権を交付いたします。新株予約権者がエフエルシーの役職員及び光通信であり、光通信の保有する新株予約権はエフエルシー及びその子会社を含む本経営統合後の当社グループの役員に譲渡されることを想定していることから、当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高め、長期的な業績向上に資するものと考え、新株予約権を交付することといたしました。交付する新株予約権の条件については、エフエルシーが発行している新株予約権の対象であるエフエルシー普通株式1株を、本株式交換の普通株式交換比率（以下「普通株式交換比率」といいます。）に従って、当社普通株式530株で置き換えたものとしております。具体的にはエフエルシーが発行している新株予約権の行使価格を普通株式交換比率である530で除した価格が、交付する新株予約権の行使価格となります。これらの

新株予約権が全て行使された場合、当社の普通株式530株が新たに交付されることになります。

なお、エフエルシーは、新株予約権付社債を発行しておりません。

	エフエルシーが発行している新株予約権			当社が発行する新株予約権			
	数 (総数)	目的となる 株式数	行使価格	数 (総数)	目的となる 株式数	行使価格 (注)	
第2回 新株予約権	1,387個	1,387株	24万円	第6回 新株予約権	1,387個	735,110株	453円
第2回(その2) 新株予約権	15個	15株	24万円	第6回(その2) 新株予約権	15個	7,950株	453円
第3回(その1) 新株予約権	1,500個	1,500株	20万円	第7回(その1) 新株予約権	1,500個	795,000株	377円
第3回(その2) 新株予約権	1,000個	1,000株	20万円	第7回(その2) 新株予約権	1,000個	530,000株	377円
第4回 新株予約権	2,723個	2,723株	20万円	第8回 新株予約権	2,723個	1,443,190株	377円

(注1) エフエルシーが発行している新株予約権の目的となる株式の種類はいずれもエフエルシーの普通株式です。

(注2) 新株予約権の行使価格は、いずれも新株予約権の目的となる株式1株当たりの金額を記載しています。

(注3) 当社が発行する新株予約権の行使価格は、エフエルシーが発行している新株予約権の行使価格を本株式交換の交換比率である530で除した金額です。行使の結果、1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとします。

株式交換契約の内容

当社がエフエルシーとの間に平成28年4月15日付で締結した本株式交換契約の内容は次のとおりです。

株式交換契約書

株式会社ウォーターダイレクト(山梨県富士吉田市上吉田4597番地の1、以下「甲」という。)及び株式会社エフエルシー(東京都渋谷区神宮前一丁目4番16号、以下「乙」という。)とは、次のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(株式交換)

甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」という。)を行い、本株式交換により、乙の発行済株式の全部(但し、甲が保有する乙の株式を除く。)を甲に取得させることにつき合意する。

第2条(株式交換の効力発生日)

本株式交換の効力発生日は、平成28年7月1日とする。但し、本株式交換の手続きの進行上の必要性その他の事由によって必要があるときは、甲乙協議し合意の上、これを変更することができるものとする。

第3条(株式交換に際して交付する対価及びその割当てに関する事項)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時における乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主(甲を除く。以下「本割当対象株主」という。)に対し、その所有する乙の普通株式に代わり、その所有する乙の普通株式の合計数に530を乗じた数の甲の普通株式を、その所有する乙のA種優先株式に代わり、別紙1記載の甲の第5回無担保社債総額金28億円を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式530株の割合をもって甲の普通株式を割り当て、その保有する乙のA種優先株式2株につき、甲の第5回無担保社債金1億円を割り当てる。
3. 前二項の定めにかかわらず、本割当対象株主に対して交付する甲の普通株式に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い、処理するものとする。

第4条(甲の資本金及び準備金)

本株式交換により増加すべき甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金 金0円
- (2) 資本準備金 金0円
- (3) 利益準備金 金0円

第5条（株式交換に際して交付する新株予約権及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時の乙の新株予約権原簿に記載又は記録された下表 欄記載の乙の新株予約権（以下「対象乙新株予約権」という。）に係る新株予約権者（以下「本割当対象新株予約権者」という。）に対して、対象乙新株予約権に代わり、対象乙新株予約権の種別に応じて、その所有する各対象乙新株予約権の総数と同数の、下表 欄記載の甲の新株予約権（以下「割当甲新株予約権」という。）を交付する。

	. 対象乙新株予約権		. 割当甲新株予約権			
	内容	総数		内容	総数	
	第2回新株予約権	別紙2	1,387個	第6回新株予約権	別紙2	1,387個
	第2回（その2）新株予約権	別紙2	15個	第6回新株予約権	別紙2	15個
	第3回（その1）新株予約権	別紙2	1,500個	第7回（その1）新株予約権	別紙2	1,500個
	第3回（その2）新株予約権	別紙2	1,000個	第7回（その2）新株予約権	別紙2	1,000個
	第4回新株予約権	別紙2	2,723個	第8回新株予約権	別紙2	2,723個

2. 甲は、本株式交換に際して、本割当対象新株予約権者に対して、その所有する各対象乙新株予約権1個につき、前項表に従い対象乙新株予約権に応じた割当甲新株予約権1個をもって割り当てる。

第6条（株式交換契約承認総会）

1. 甲は、平成28年5月13日に開催予定の臨時株主総会において、乙は、平成28年5月13日に開催予定の臨時株主総会並びに乙の普通株主による種類株主総会及び乙のA種優先株主による種類株主総会において、本契約に関する承認及び本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、乙は会社法第319条第1項及び同法第325条に基づく手続きにより書面決議を行い、かかる株主総会及び種類株主総会の開催を省略することができる。
2. 本株式交換の手続きの進行上の必要性その他の事由によって必要があるときは、甲乙協議し合意の上、前項の株主総会（種類株主総会を含む。）の開催日を変更することができるものとする。

第7条（善管注意義務）

甲及び乙は、本株式交換の効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって、それぞれ義務を遂行し、かつ、本契約締結日以前に行っていたところと実質的に同一かつ通常の業務執行の方法により事業遂行及び財産の管理・運営を行うものとし、本契約締結日以前に行っていたところと実質的に相違する行為、通常の業務以外の行為又はその財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議し合意の上、これを実行するものとする。

第8条（剰余金の配当）

甲及び乙は、本株式交換の効力発生日までの間に、剰余金の配当を一切行わない。

第9条（本契約の変更及び解除）

本契約締結の日から本株式交換の効力発生日の前日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲乙いずれかの財政状態、経営成績、事業その他に重大な影響を及ぼす事象その他本株式交換の実行に重大な影響を及ぼす事象が判明又は発生したとき、その他本契約の目的の達成が著しく困難となったときは、甲乙協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができるものとする。

第10条（本契約の失効）

本契約は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その効力を失うものとする。

- （1） 甲又は乙において、第6条に定める株主総会（種類株主総会を含む。）の承認が得られなかった場合
- （2） 法令上、本株式交換に関して要求される関係官庁の承認等が得られなかった場合

第11条（本契約規定以外の事項）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は本契約の趣旨に従って甲乙協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書原本1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲がその原本を、乙がその写しをそれぞれ保有する。

平成28年4月15日

甲：山梨県富士吉田市上吉田4597番地の1
株式会社ウォーターダイレクト
代表取締役 樋口 宣人

乙：東京都渋谷区神宮前一丁目4番16号
株式会社エフエルシー
代表取締役 萩尾 陽平

(別紙1)

甲が、乙のA種優先株式を保有する乙の株主に対し、乙のA種優先株式の代わりに交付する甲の社債

募集社債の種類	普通社債(第5回無担保普通社債)
社債の総額	金28億円
各社債の金額	金1億円
発行日	本株式交換の効力発生日
発行方法	本株式交換における対価として発行する。
社債の払込に関する事項	本株式交換に際して甲が乙のA種優先株式を取得すると引換えに、乙のA種優先株式を保有する乙の株主に対し、乙のA種優先株式2株に対して各社債1億円を割当て交付する。
各社債の償還金額	各社債の金額100円につき金100円
社債の利率	年2.00%
社債の償還方法及び期限	平成32年12月16日(金融機関休業日にあたる場合は、その前営業日に繰り上げる。)を償還期日とし、償還期日においてその総額を一括返済する。
利息の支払方法及び期限	本社債の利息は、発行日から償還期日までこれをつけ、償還期日において全額を支払う。
買入償還	社債権者の承諾を得て、本社債の全部又は一部を償還期日前に買入償還することができる。
社債券の発行	記名式社債券とし、利札は付さない
担保及び保証の有無	本社債には、担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
社債管理者の不設置	本社債は会社法第702条ただし書きの条件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。

(別紙2) 以下、本別紙2 において「甲」を「PWH D」、「乙」を「F L C」と記載する。

	対象乙新株予約権	割当甲新株予約権
名 称	第2回新株予約権	第6回新株予約権
(1) 新株予約権の数	1,387個	1,387個
(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数	F L C普通株式1,387株(新株予約権1個につき、F L C普通株式1株) なお、F L Cが株式分割又は併合を行なう場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率 また、上記のほか、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で株式数を調整する。	PWH D普通株式735,110株(新株予約権1個につき、PWH D普通株式530株) なお、PWH Dが株式分割又は併合を行なう場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率 また、上記のほか、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で株式数を調整する。

(3) 新株予約権の払込金額等	本新株予約権の払込金額は、無償とする。	本株式交換に際し、本契約第5条に基づき、FLCの第2回新株予約権1個に代えて、PWH Dの第6回新株予約権1個を交付する。
(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	<p>本新株予約権の1個当りの払込金額は、次により決定される1株当りの払込金額に上記(2)で定める新株予約権1個当りの株式数を乗じた金額とし、1株当りの払込金額は、金240,000円(本契約締結時における1株当りの価額に相当する金額以上)とする。</p> <p>なお、新株予約権発行後、FLC普通株式の分割又は併合が行なわれる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率)</p> <p>また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行なう場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、FLC普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又はFLC普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>調整後行使価額 =</p> $\frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{新規発行} \times 1 \text{株当たり} + \text{既発行株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1 \text{株当たりの時価}}$ <p>上記算式において、「既発行株式数」とはFLCの発行済普通株式総数からFLCが保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、又、自己株式の処分を行なう場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、FLCが合併等を行なう場合、株式の無償割当を行なう場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。</p>	<p>本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権1個について、次により決定される1株当たりの払込金額に上記(2)で定める新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とし、1株当たりの払込金額は、金(240,000 / 530)円とする。</p> <p>なお、新株予約権発行後、PWH D普通株式の分割又は併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率)</p> <p>また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、PWH D普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又はPWH D普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>調整後行使価額 =</p> $\frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{新規発行} \times 1 \text{株当たり} + \text{既発行株式数} \times \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1 \text{株当たりの時価}}$ <p>上記算式において、「既発行株式数」とはPWH Dの発行済普通株式総数からPWH Dが保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、又、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、PWH Dが合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。</p>
(5) 新株予約権を行使することができる期間	平成28年12月20日から平成36年12月17日まで。	平成28年12月20日から平成36年12月17日まで。
(6) 新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、FLC及びFLC子会社の取締役・執行役員・監査役・従業員の地位にあることを要する。但し、FLC及びFLC子会社の取締役・執行役員・監査役を任期満了により退任した場合、又は従業員を定年退職した場合は、この限りでない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、PWH D又はPWH D子会社の取締役・執行役員・監査役・従業員の地位にあることを要する。但し、PWH D又はPWH D子会社の取締役・執行役員・監査役を任期満了により退任した場合、又は従業員を定年退職した場合は、この限りでない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。</p> <p>新株予約権1個当たりの一部行使はできない。</p>
(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び準備金に関する事項	<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>	<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
(8) 新株予約権の譲渡制限	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件	F L Cは、次の事由が生じた場合は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。 F L Cが消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合 F L Cが完全子会社となる株式交換契約書の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合	P W H Dは、次の事由が生じた場合は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。 P W H Dが消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合 P W H Dが完全子会社となる株式交換契約書の議案又は株式移転の議案につき株主総会で承認された場合
(10) 組織再編等の新株予約権の取り扱い	F L Cが、合併（F L Cが合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（2）に準じて決定する。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（4）で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。 新株予約権を行使することができる期間 上記（5）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（5）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記（7）に準じて決定する。 新株予約権の取得条項 上記（9）に準じて決定する。 その他の新株予約権の行使の条件 上記（6）に準じて決定する。	P W H Dが、合併（P W H Dが合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（2）に準じて決定する。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（4）で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。 新株予約権を行使することができる期間 上記（5）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（5）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記（7）に準じて決定する。 新株予約権の取得条項 上記（9）に準じて決定する。 その他の新株予約権の行使の条件 上記（6）に準じて決定する。
(11) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合の取り扱い	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数の算出に際しては、除算は最後に行い、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(別紙2) 以下、本別紙2 において「甲」を「P W H D」、「乙」を「F L C」と記載する。

	対象乙新株予約権	割当甲新株予約権
名称	第2回(その2)新株予約権	第6回新株予約権
(1) 新株予約権の数	15個	15個

<p>(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数</p>	<p>F L C普通株式15株(新株予約権1個につき、F L C普通株式1株)</p> <p>なお、F L Cが株式分割又は併合を行なう場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行なわれ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>また、上記のほか、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で株式数を調整する。</p>	<p>PWHD普通株式7,950株(新株予約権1個につき、PWHD普通株式530株)</p> <p>なお、PWHDが株式分割又は併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>また、上記のほか、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で株式数を調整する。</p>
<p>(3) 新株予約権の払込金額等</p>	<p>無償にて発行する。</p>	<p>本株式交換に際し、本契約第5条に基づき、F L Cの第2回(その2)新株予約権1個に代えて、PWHDの第6回新株予約権1個を交付する。</p>
<p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p>	<p>本新株予約権の1個当りの払込金額は、次により決定される1株当りの払込金額に上記(2)で定める新株予約権1個当りの株式数を乗じた金額とし、1株当りの払込金額は、金240,000円(本契約締結時における1株当りの価額に相当する金額以上)とする。なお、新株予約権発行後、F L C普通株式の分割又は併合が行なわれる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率)</p> <p>また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行なう場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、F L C普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又はF L C普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>調整後行使価額 =</p> $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \times 1 \text{株当たり}}{\text{株式数}} \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \times \text{調整前行使価額} \times \frac{1 \text{株当たりの時価}}{1 \text{株当たりの時価}}$ <p>上記算式において、「既発行株式数」とはF L Cの発行済普通株式総数からF L Cが保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、又、自己株式の処分を行なう場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、F L Cが合併等を行なう場合、株式の無償割当を行なう場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。</p>	<p>本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権1個について、次により決定される1株当たりの払込金額に上記(2)で定める新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とし、1株当たりの払込金額は、金(240,000 / 530)円とする。</p> <p>なお、新株予約権発行後、PWHD普通株式の分割又は併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率)</p> <p>また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、PWHD普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又はPWHD普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>調整後行使価額 =</p> $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \times 1 \text{株当たり}}{\text{株式数}} \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \times \text{調整前行使価額} \times \frac{1 \text{株当たりの時価}}{1 \text{株当たりの時価}}$ <p>上記算式において、「既発行株式数」とはPWHDの発行済普通株式総数からPWHDが保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、又、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、PWHDが合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。</p>
<p>(5) 新株予約権を行使することができる期間</p>	<p>平成28年12月20日から平成36年12月17日まで。</p>	<p>平成28年12月20日から平成36年12月17日まで。</p>

(6) 新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、F L C 及び F L C 子会社の取締役・執行役員・監査役・従業員の地位にあることを要する。但し、F L C 及び F L C 子会社の取締役・執行役員・監査役を任期満了により退任した場合、又は従業員を定年退職した場合は、この限りでない。新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、P W H D 又は P W H D 子会社の取締役・執行役員・監査役・従業員の地位にあることを要する。但し、P W H D 又は P W H D 子会社の取締役・執行役員・監査役を任期満了により退任した場合、又は従業員を定年退職した場合は、この限りでない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。</p> <p>新株予約権 1 個あたりの一部行使はできない。</p>
(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び準備金に関する事項	<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>	<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
(8) 新株予約権の譲渡制限	<p>新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。</p>	<p>新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めない。</p>
(9) 新株予約権の取得事由及び条件	<p>F L C は、次の事由が生じた場合は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>F L C が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合</p> <p>F L C が完全子会社となる株式交換契約書の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合</p>	<p>P W H D は、次の事由が生じた場合は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>P W H D が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合</p> <p>P W H D が完全子会社となる株式交換契約書の議案又は株式移転の議案につき株主総会で承認された場合</p>
(10) 組織再編等の際の新株予約権の取扱い	<p>F L C が、合併（F L C が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（2）に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（4）で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間</p> <p>上記（5）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（5）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>上記（7）に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の取得条項</p> <p>上記（9）に準じて決定する。</p> <p>その他の新株予約権の行使の条件</p> <p>上記（6）に準じて決定する。</p>	<p>P W H D が、合併（P W H D が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数</p> <p>残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類</p> <p>再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</p> <p>組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（2）に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（4）で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間</p> <p>上記（5）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（5）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>上記（7）に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の取得条項</p> <p>上記（9）に準じて決定する。</p> <p>その他の新株予約権の行使の条件</p> <p>上記（6）に準じて決定する。</p>

(11) 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合の取り扱い	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数の算出に際しては、除算は最後に行い、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
--	---	--

(別紙2) 以下、本別紙2において「甲」を「PWH D」、「乙」を「F L C」と記載する。

	対象乙新株予約権	割当甲新株予約権
名称	第3回(その1)新株予約権	第7回(その1)新株予約権
(1) 新株予約権の数	1,500個	1,500個
(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数	<p>F L C普通株式1,500株(新株予約権1個につき、F L C普通株式1株)</p> <p>なお、F L Cが株式分割又は併合を行なう場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行なわれ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>また、上記のほか、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で株式数を調整する。</p>	<p>PWH D普通株式795,000株(新株予約権1個につき、PWH D普通株式530株)</p> <p>なお、PWH Dが株式分割又は併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行なわれ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>また、上記のほか、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で株式数を調整する。</p>
(3) 新株予約権の払込金額等	無償にて発行する。	本株式交換に際し、本契約第5条に基づき、F L Cの第3回(その1)新株予約権1個に代えて、PWH Dの第7回(その1)新株予約権1個を交付する。

<p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率)</p> <p>また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行なう場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、F L C普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又はF L C普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>調整後行使価額 =</p> $\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \times 1 \text{株当たり} \text{払込金額}}{\text{株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>上記算式において、「既発行株式数」とはF L Cの発行済普通株式総数からF L Cが保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、又、自己株式の処分を行なう場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。</p> <p>さらに、F L Cが合併等を行なう場合、株式の無償割当を行なう場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。</p>	<p>本新株予約権の1個当りの払込金額は、次により決定される1株当りの払込金額に上記(2)で定める新株予約権1個当りの株式数を乗じた金額とし、1株当りの払込金額は、金200,000円(本契約締結時における1株当りの価額に相当する金額以上)とする。</p> <p>なお、新株予約権発行後、F L C普通株式の分割又は併合が行なわれる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率)</p> <p>また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行なう場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、P W H D普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又はP W H D普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>調整後行使価額 =</p> $\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \times 1 \text{株当たり} \text{払込金額}}{\text{株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>上記算式において、「既発行株式数」とはP W H Dの発行済普通株式総数からP W H Dが保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、又、自己株式の処分を行なう場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、P W H Dが合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。</p>	<p>本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権1個について、次により決定される1株当たりの払込金額に上記(2)で定める新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とし、1株当たりの払込金額は、金(200,000 / 530)円とする。</p> <p>なお、新株予約権発行後、P W H D普通株式の分割又は併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率)</p> <p>また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行なう場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、P W H D普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又はP W H D普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>調整後行使価額 =</p> $\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \times 1 \text{株当たり} \text{払込金額}}{\text{株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>上記算式において、「既発行株式数」とはP W H Dの発行済普通株式総数からP W H Dが保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、又、自己株式の処分を行なう場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、P W H Dが合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。</p>
<p>(5) 新株予約権を行使することができる期間</p>	<p>平成32年12月16日から平成37年12月15日まで。</p>	<p>平成32年12月16日から平成37年12月15日まで。</p>
<p>(6) 新株予約権の行使の条件</p>		<p>新株予約権1個あたりの一部行使はできない。</p>
<p>(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び準備金に関する事項</p>	<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>	<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>(8) 新株予約権の譲渡制限</p>	<p>新株予約権の譲渡を行う事ができるものとする。但し、取締役会の承認を得ることを要する。</p>	<p>新株予約権の譲渡を行う事ができるものとする。但し、取締役会の承認を得ることを要する。</p>
<p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件</p>	<p>F L Cは、次の事由が生じた場合は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>F L Cが消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合</p> <p>F L Cが完全子会社となる株式交換契約書の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合</p>	<p>P W H Dは、次の事由が生じた場合は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>P W H Dが消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合</p> <p>P W H Dが完全子会社となる株式交換契約書の議案又は株式移転の議案につき株主総会で承認された場合</p>

<p>(10) 組織再編等 新株 予約権の取 扱い</p>	<p>FLCが、合併（FLCが合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を助案の上、上記（2）に準じて決定する。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（4）で定められる行使価額を組織再編の条件等を助案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 新株予約権を行使することができる期間 上記（5）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（5）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記（7）に準じて決定する。 新株予約権の取得条項 上記（9）に準じて決定する。 その他の新株予約権の行使の条件 上記（6）に準じて決定する。</p>	<p>PWHDが、合併（PWHDが合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を助案の上、上記（2）に準じて決定する。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（4）で定められる行使価額を組織再編の条件等を助案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 新株予約権を行使することができる期間 上記（5）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（5）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記（7）に準じて決定する。 新株予約権の取得条項 上記（9）に準じて決定する。 その他の新株予約権の行使の条件 上記（6）に準じて決定する。</p>
<p>(11) 新株予約権 行使した 新株予約権 者に交付す る株式の数 に1株に満 たない端数 がある場合 の取り扱い</p>	<p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数の算出に際しては、除算は最後に行い、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>

(別紙2) 以下、本別紙2において「甲」を「PWHD」、「乙」を「FLC」と記載する。

	対象乙新株予約権	割当甲新株予約権
名称	第3回(その2)新株予約権	第7回(その2)新株予約権
(1) 新株予約権の数	1,000個	1,000個

<p>(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数</p>	<p>FLC普通株式1,000株(新株予約権1個につき、FLC普通株式1株)</p> <p>なお、FLCが株式分割又は併合を行なう場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>また、上記のほか、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で株式数を調整する。</p>	<p>PWHD普通株式530,000株(新株予約権1個につき、PWHD普通株式530株)</p> <p>なお、PWHDが株式分割又は併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>また、上記のほか、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で株式数を調整する。</p>
<p>(3) 新株予約権の払込金額等</p>	<p>無償にて発行する。</p>	<p>本株式交換に際し、本契約第5条に基づき、FLCの第3回(その2)新株予約権1個に代えて、PWHDの第7回(その2)新株予約権1個を交付する。</p>
<p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p>	<p>本新株予約権の1個当りの払込金額は、次により決定される1株当りの払込金額に上記(2)で定める新株予約権1個当りの株式数を乗じた金額とし、1株当りの払込金額は、金200,000円(本契約締結時における1株当りの価額に相当する金額以上)とする。</p> <p>なお、新株予約権発行後、FLC普通株式の分割又は併合が行なわれる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率)</p> <p>また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行なう場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、FLC普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又はFLC普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>調整後行使価額 =</p> $\frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \times 1 \text{株当たり}}{\text{株式数}} \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1 \text{株当たりの時価}}$ <p>上記算式において、「既発行株式数」とはFLCの発行済普通株式総数からFLCが保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、又、自己株式の処分を行なう場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。</p> <p>さらに、FLCが合併等を行なう場合、株式の無償割当を行なう場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。</p>	<p>本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権1個について、次により決定される1株当たりの払込金額に上記(2)で定める新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とし、1株当たりの払込金額は、金(200,000/530)円とする。</p> <p>なお、新株予約権発行後、PWHD普通株式の分割又は併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率)</p> <p>また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、PWHD普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又はPWHD普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>調整後行使価額 =</p> $\frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \times 1 \text{株当たり}}{\text{株式数}} \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1 \text{株当たりの時価}}$ <p>上記算式において、「既発行株式数」とはPWHDの発行済普通株式総数からPWHDが保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、又、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。</p> <p>さらに、PWHDが合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。</p>
<p>(5) 新株予約権を行使することができる期間</p>	<p>平成32年12月16日から平成37年12月15日まで。</p>	<p>平成32年12月16日から平成37年12月15日まで。</p>
<p>(6) 新株予約権の行使の条件</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、FLC及びFLC子会社の取締役の地位にあることを要する。但し、FLC及びFLC子会社の取締役又は従業員を任期満了により退任した場合は、この限りでない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。</p>	<p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、PWHD又はPWHD子会社の取締役の地位にあることを要する。但し、PWHD又はPWHD子会社の取締役を任期満了により退任した場合、又は従業員を定年退職した場合は、この限りでない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができる。</p> <p>新株予約権の一部行使はできない。</p>

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。	新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
(8) 新株予約権の譲渡制限	新株予約権の譲渡を行う事ができるものとする。但し、取締役会の承認を得ることを要する。	新株予約権の譲渡を行うことができるものとする。但し、取締役会の承認を得ることを要する。
(9) 新株予約権の取得事由及び条件	F L Cは、次の事由が生じた場合は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。 F L Cが消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合 F L Cが完全子会社となる株式交換契約書の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認された場合	P W H Dは、次の事由が生じた場合は、取締役会が別途定める日に当該新株予約権者の有する新株予約権の全部を無償で取得することができる。 P W H Dが消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合 P W H Dが完全子会社となる株式交換契約書の議案又は株式移転の議案につき株主総会で承認された場合
(10) 組織再編等に関する新株予約権の取扱い	F L Cが、合併（F L Cが合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（2）に準じて決定する。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（4）で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。 新株予約権を行使することができる期間 上記（5）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（5）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記（7）に準じて決定する。 新株予約権の取得条項 上記（9）に準じて決定する。 その他の新株予約権の行使の条件 上記（6）に準じて決定する。	P W H Dが、合併（P W H Dが合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（2）に準じて決定する。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（4）で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。 新株予約権を行使することができる期間 上記（5）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（5）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記（7）に準じて決定する。 新株予約権の取得条項 上記（9）に準じて決定する。 その他の新株予約権の行使の条件 上記（6）に準じて決定する。
(11) 新株予約権	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。	新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数の算出に際しては、除算は最後に行い、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(別紙2) 以下、本別紙2 において「甲」を「PWH D」、「乙」を「F L C」と記載する。

	対象乙新株予約権	割当甲新株予約権
名 称	第4回新株予約権	第8回新株予約権
(1) 新株予約権の数	2,723個	2,723個
(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数	<p>F L C普通株式2,723株(新株予約権1個につき、F L C普通株式1株)</p> <p>なお、F L Cが株式分割又は併合を行なう場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行なわれ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>また、上記のほか、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で株式数を調整する。</p>	<p>PWH D普通株式1,443,190株(新株予約権1個につき、PWH D普通株式530株)</p> <p>なお、PWH Dが株式分割又は併合を行なう場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>また、上記のほか、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で株式数を調整する。</p>
(3) 新株予約権の払込金額等	1個当たりの払込金額は、2,156円とする。	本株式交換に際し、本契約第5条に基づき、F L Cの第4回新株予約権1個に代えて、PWH Dの第8回新株予約権1個を交付する。
(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	<p>本新株予約権の1個当たりの払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額に上記(2)で定める新株予約権1個当たりの株式数を乗じた金額とし、1株当たりの払込金額は、金200,000円(本契約締結時における1株当たりの価額に相当する金額以上)とする。</p> <p>なお、新株予約権発行後、F L C普通株式の分割又は併合が行なわれる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率)</p> <p>また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行なう場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、F L C普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又はF L C普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>調整後行使価額 =</p> $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \times 1 \text{株当たり}}{\text{株式数}} \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \times \text{調整前行使価額} \times \frac{1 \text{株当たりの時価}}{1 \text{株当たりの時価}}$ <p>上記算式において、「既発行株式数」とはF L Cの発行済普通株式総数からF L Cが保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、又、自己株式の処分を行なう場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。</p> <p>さらに、F L Cが合併等を行なう場合、株式の無償割当を行なう場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。</p>	<p>本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権1個について、次により決定される1株当たりの払込金額に上記(2)で定める新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とし、1株当たりの払込金額は、金(200,000 / 530)円とする。</p> <p>なお、新株予約権発行後、PWH D普通株式の分割又は併合が行われる場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>調整後行使価額 = 調整前行使価額 × (1 / 分割・併合の比率)</p> <p>また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、PWH D普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又はPWH D普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の転換又は行使の場合を除く。)、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>調整後行使価額 =</p> $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行} \times 1 \text{株当たり}}{\text{株式数}} \text{払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \times \text{調整前行使価額} \times \frac{1 \text{株当たりの時価}}{1 \text{株当たりの時価}}$ <p>上記算式において、「既発行株式数」とはPWH Dの発行済普通株式総数からPWH Dが保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、又、自己株式の処分を行なう場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替える。さらに、PWH Dが合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。</p>
(5) 新株予約権を行使することができる期間	平成29年4月15日から平成39年3月31日まで。	平成29年4月15日から平成39年3月31日まで。

<p>(6) 新株予約権の行使の条件</p>	<p>新株予約権者は、平成28年8月31日及び平成29年2月28日のいずれの時点においても、F L C及びF L Cの関係会社におけるウォーターサーバー事業の総保有顧客数合計が下記(a)(b)に掲げるいずれの水準をも満たした場合に限り、行使することができる。</p> <p>(a) 平成28年1月31日時点の保有顧客数合計と比較し、平成28年8月31日時点の保有顧客数合計が60%以上増加した場合</p> <p>(b) 平成28年1月31日時点の保有顧客数合計と比較し、平成29年2月28日時点の保有顧客数合計が120%以上増加した場合</p> <p>なお、当該条件はF L Cが合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)によって消滅会社、存続会社、完全親会社、完全子会社、分割会社、承継会社となった場合のいずれにおいても適用するものとする。</p> <p>また、組織再編行為がなされた場合、比較基準日となる平成28年1月31日時点の保有顧客数は、平成28年1月31日時点のF L C及びF L Cの関係会社の保有顧客数合計とし、平成28年8月31日及び平成29年2月28日の保有顧客数は、組織再編行為後のF L C及びF L Cの関係会社の保有顧客数合計とする。組織再編行為がなされない場合、比較基準日となる平成28年1月31日時点の保有顧客数は、平成28年1月31日時点のF L C及びF L Cの関係会社の保有顧客数合計とし、平成28年8月31日及び平成29年2月28日の保有顧客数は、F L C及びF L Cの関係会社の保有顧客数合計とする。</p> <p>なお、本(6)において、「関係会社」とは、親会社、子会社、関連会社および親会社の子会社を意味するものとする。</p> <p>新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、F L C及びF L Cの関係会社の取締役・執行役員・監査役・従業員の地位にあることを要する。</p> <p>但し、F L C及びF L Cの関係会社の取締役・執行役員・監査役を任期満了により退任した場合、又は従業員を定年退職した場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。</p>	<p>新株予約権者は、平成28年8月31日及び平成29年2月28日のいずれの時点においても、P W H D及びP W H Dの関係会社におけるウォーターサーバー事業の総保有顧客数合計が下記(a)(b)に掲げるいずれの水準をも満たした場合に限り、行使することができる。</p> <p>(a) 平成28年1月31日時点のF L C及びF L Cの関係会社におけるウォーターサーバー事業の保有顧客数合計と比較し、平成28年8月31日時点のP W H D及びP W H Dの関係会社におけるウォーターサーバー事業の保有顧客数合計が60%以上増加したこと</p> <p>(b) 平成28年1月31日時点のF L C及びF L Cの関係会社におけるウォーターサーバー事業の保有顧客数合計と比較し、平成29年2月28日時点のP W H D及びP W H Dの関係会社におけるウォーターサーバー事業の保有顧客数合計が120%以上増加したこと。</p> <p>なお、当該条件はP W H Dが合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)によって消滅会社、存続会社、完全親会社、完全子会社、分割会社、承継会社となった場合のいずれにおいても適用するものとする。</p> <p>また、平成28年8月31日又は平成29年2月28日の各時点より前にP W H Dによる組織再編行為が行われ、当該組織再編行為の効力が生じた場合は、各時点における保有顧客数合計値は、組織再編行為後のP W H D及びP W H Dの関係会社の保有顧客数合計とする。</p> <p>なお、本(6)において、「関係会社」とは、親会社、子会社、関連会社および親会社の子会社を意味するものとする。</p> <p>新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、P W H D又はP W H Dの関係会社の取締役・執行役員・監査役・従業員の地位にあることを要する。</p> <p>但し、P W H D又はP W H Dの関係会社の取締役・執行役員・監査役を任期満了により退任した場合、又は従業員を定年退職した場合は、この限りではない。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができる。</p> <p>新株予約権1個あたりの一部行使はできない。</p>
<p>(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び準備金に関する事項</p>	<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>	<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>(8) 新株予約権の譲渡制限</p>	<p>譲渡による新株予約権の取得について、F L Cの取締役会の承認を要する。</p>	<p>譲渡による新株予約権の取得について、P W H Dの取締役会の承認を要する。</p>
<p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件</p>	<p>F L Cは、次の事由が生じた場合は、取締役会が別途定める日をもって、当該日において未行使の新株予約権の全部を新株予約権1個あたり(3)の払込金額相当の金銭を交付するのと引換に取得することができる。</p> <p>F L Cが消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合</p> <p>F L Cが完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画が株主総会で承認された場合</p>	<p>P W H Dは、次の事由が生じた場合は、取締役会が別途定める日をもって、当該日において未行使の新株予約権の全部を新株予約権1個あたり2,156円の金銭を交付するのと引換に取得することができる。</p> <p>P W H Dが消滅会社となる合併契約が株主総会で承認された場合</p> <p>P W H Dが完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画が株主総会で承認された場合</p>

<p>(10) 組織再編等の新株予約権の取扱い</p>	<p>F L Cが、合併（F L Cが合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（2）に準じて決定する。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（4）で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 新株予約権を行使することができる期間 上記（5）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（5）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記（7）に準じて決定する。 新株予約権の取得条項 上記（9）に準じて決定する。 その他の新株予約権の行使の条件 上記（6）に準じて決定する。</p>	<p>PWHDが、合併（PWHDが合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（2）に準じて決定する。 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記（4）で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記 に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。 新株予約権を行使することができる期間 上記（5）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記（5）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記（7）に準じて決定する。 新株予約権の取得条項 上記（9）に準じて決定する。 その他の新株予約権の行使の条件 上記（6）に準じて決定する。</p>
<p>(11) 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合の取扱い</p>	<p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数の算出に際しては、除算は最後に行い、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>

4. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

前記3. 「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換に係る普通株式の交換比率及び種類株式に対して社債を割当てる比率（以下、「種類株式交換比率」といい、普通株式交換比率と種類株式交換比率を併せて以下、「株式交換比率」といいます。）は、後記4.（4）「公平性を担保するための措置」に記載のとおり、当社は株式会社ブルータス・コンサルティング（以下「ブルータス・コンサルティング」といいます。）を、本株式交換比率の算定に関する第三者算定機関として選定し、エフエルシーはダフ・アンド・フェルプス株式会社（以下「ダフ・アンド・フェルプス」といいます。）を、普通株式交換比率の算定に関する第三者算定機関として選定いたしました。両社はそれぞれに本株式交換の実施を前提としない事業計画を持ち寄ったうえで、両社の少数株主への配慮を重視する観点から、本株式交換においては将来の業績に対する経営目標や積極的なコミットメントよりもむしろ、合理的な範囲で将来の不確実性を抑制できる計画値のもとで合意形成することが望ましいという共通認識に立って、両社間で整合性ある事業計画（当社のエフエルシー向けOEM供給とエフエルシーの当社からの仕入が一致する事業計画）を作成し、第三者算定機関に提出いたしました。財務状況、業績動向、株価動向等のその他の要因を総合的に勘案しながら、慎重に協議・交渉を重ね、それぞれの第三者算定機関による算定結果を参照し、両社の

少数株主への配慮も踏まえ、当社は本日開催の取締役会において、エフエルシーは平成28年4月14日開催の取締役会において、本株式交換の交換比率はそれぞれの株主にとって妥当なものであるものと判断し、前記3. に記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを決議いたしました。なお、当該株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

(2) 算定に関する事項

算定機関の名称及び上場会社との関係

当社の第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングは、両社及び光通信の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。また、エフエルシーの算定機関であるダフ・アンド・フェルプスは、両社及び光通信の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

算定の概要

ブルータス・コンサルティングは、当社普通株式について、市場株価が存在することから市場株価平均法を、両社普通株式とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下、「DCF法」といいます。)を採用して算定を行いました。

当社普通株式の1株当たりの株式価値を1とした場合のエフエルシー普通株式の評価レンジは、以下の通りです。

採用手法		普通株式交換比率の算定結果
当社	エフエルシー	
市場株価法	DCF法	617 ~ 1,160
DCF法	DCF法	271 ~ 635

ブルータス・コンサルティングは、市場株価法については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、平成28年4月14日を算定基準日として、東京証券取引所市場第二部における当社株式の、算定基準日における終値、並びに算定基準日までの直近1ヵ月間、3ヵ月間及び6ヵ月間の各取引日における終値単純平均値を算定の基礎といたしました。

DCF法においては、ブルータス・コンサルティングは両社がそれぞれ作成した、本株式交換の実施を前提としない財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。当社の割引率は4.280%~5.020%、エフエルシーの割引率は3.841%~4.783%を採用しております。なお、ブルータス・コンサルティングがDCF法による算定の基礎としたエフエルシーの計画において、新規顧客獲得が平成28年4月から11月の実績値に対して同等程度に安定的に推移することにより、保有顧客数が伸長し、将来の安定した収益源となるストック利益が積み増されることにより、平成29年2月期から平成32年2月期に大幅な増益を見込んでおります。当社の計画においても、新規顧客獲得が平成28年4月から11月の実績値に対して同等程度に安定的に推移することにより、保有顧客数が伸長し、将来の安定した収益源となるストック利益が積み増されることにより、平成29年3月期から平成32年3月期に大幅な増益を見込んでおります。両社の計画における成長率は下記の通りです。なお、算定においては平成32年3月期までの計画を基礎としております。また、DCF法における1株当たり普通株式価値を算出するための普通株式数においては、光通信グループが本新株予約権割当てで割当てを受けた本新株予約権を全て行使することを前提としており、新株予約権行使に係る調達資金を企業価値に加算しております。

なお、当社は「2. (3) 当社による資本増強及び資金調達」に記載のとおり、本新株予約権割当てによる資本増強を予定しているため、本株式交換比率の算定に伴い、両社にDCF法を採用した場合の普通株式交換比率について、本新株予約権の影響を勘案するための参考値を、ブルータス・コンサルティングから取得しております。経営統合後の資金需要である 経営統合後に見込まれる顧客数増加に応じて必要となるウォーターサーバー等の取得等に相当する資本増強の影響を排除する場合を考慮するため、仮に に相当する資本増強が無かったものとし、当社固有の資金需要である 工場等の設備投資等に係る資金、 顧客満足度向上のためのシステム投資等に係る資金、 子会社における過去の事業に関する負債整理の金額のみの資本増強を行ったとした場合の普通株式交換比率は、241~579となるとの説明を受けております。

当社	評価期間平均	最大値	最小値
売上成長率（年率）	10.5%	16.1%	7.1%
営業費用成長率（年率）	8.9%	13.0%	5.7%
営業利益成長率（年率）	赤字の期があるため計算できません。		

エフエルシー	評価期間平均	最大値	最小値
売上成長率（年率）	14.6%	18.4%	12.9%
営業費用成長率（年率）	9.1%	12.1%	7.9%
営業利益成長率（年率）	赤字の期があるため計算できません。		

また、ブルータス・コンサルティングは、当社第5回普通社債について、参照しうる社債の流通利回りが存在しないこと、及び当該社債の金利が当社の信用リスクを考慮した利率の範囲内にあることから、発行価額によって評価し、エフエルシーA種優先株式についてDCF法を採用することによって算定を行いました。

DCF法においては、エフエルシーA種優先株式発行要項に基づく将来キャッシュ・フローを1.834%～1.952%の割引率で現在価値に割り引くことによって評価しています。当社第5回普通社債の1枚当たりの価値を1とした場合のエフエルシーA種優先株式1株の評価は、0.50184～0.50451となりました。なお、エフエルシーA種優先株主は、発行日から5年を経過した日（平成32年12月9日）において取得請求権を行使するものとし、取得請求権が行使された場合、発行会社によってエフエルシーA種優先株式が取得されることを算定の前提としております。

ブルータス・コンサルティングは、本株式交換比率の算定に際し、両社から受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社及びエフエルシーとそれらの関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は算定を行っており、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。ブルータス・コンサルティングの本株式交換比率の算定は、DCF法については、平成28年3月31日とし、市場株価法については、平成28年4月14日までの情報及び経済条件を反映したものであり、当社及びエフエルシーの財務予測については、当社及びエフエルシーにより現時点で得られる予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。ただしDCF法における当社の財務情報については平成27年12月末の情報を使用し、エフエルシーの財務情報については平成28年1月末の情報を使用しております。

一方、ダフ・アンド・フェルプスは、当社普通株式について、市場株価が存在することから市場株価法を、当社の事業に一定程度類似する事業を行う上場会社が複数存在し、類似会社比較による株主資本価値の類推が可能であることから類似上場会社比較法を、また、当社およびエフエルシーの将来の事業活動の状況を評価に反映するため、DCF法を採用して算定を行いました。具体的には、エフエルシーの株主資本価値をDCF法により評価すると共に、当社の株主資本価値を、市場株価法、類似上場会社比較法およびDCF法の3手法により評価し、それらに基づいて株式交換比率を算定いたしました。

当社普通株式の1株当たりの株式価値を1とした場合のエフエルシー普通株式の評価レンジは、以下の通りです。

採用手法		普通株式交換比率の算定結果
当社	エフエルシー	
DCF法	DCF法	508 ~ 549
類似上場会社比較法	DCF法	554 ~ 557
市場株価法	DCF法	570 ~ 725

ダフ・アンド・フェルプスは、市場株価法については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、平成28年4月13日を算定基準日として、東京証券取引所市場第二部における当社株式の、算定基準日における終値、並びに算定基準日までの直近1ヵ月間、3ヵ月間及び6ヵ月間の各取引日における終値単純平均値を算定の基礎といたしました。類似上場会社比較法においては、事業内容等の類似性を考慮し、ジャパンフーズ株式会社、株式会社ダイオーズ等8社を類似会社として抽出し、減価償却前営業利益（EBITDA）に対する倍率を用いて算定の基礎といたしました。

DCF法においては、ダフ・アンド・フェルプスは両社がそれぞれ作成した、本株式交換の実施を前提としない

財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。当社及びエフエルシーの割引率は8.5%~9.5%を採用しております。なお、ダフ・アンド・フェルプスがDCF法による算定の基礎としたエフエルシーの計画において、新規顧客獲得が安定的に推移することにより、保有顧客数が伸長し、将来の安定した収益源となるストック利益が積み増されることにより、平成29年2月期から平成33年2月期に大幅な増益を見込んでおります。当社の計画においても、平成29年3月期から平成32年3月期に大幅な増益を見込んでおります。両社の計画における成長率は下記の通りです。なお、算定においては平成33年3月期までの計画を基礎としております。また、DCF法における1株当たり普通株式価値を算出するための普通株式数においては、光通信グループが本新株予約権割当てで割当てを受けた新株予約権を全て行使することを前提としており、新株予約権行使に係る調達資金を加算しております。

当社	評価期間平均	最大値	最小値
売上成長率（年率）	9.6%	16.1%	5.8%
営業費用成長率（年率）	8.1%	13.0%	4.7%
営業利益成長率（年率）	赤字の期があるため計算できません。		

エフエルシー	評価期間平均	最大値	最小値
売上成長率（年率）	14.1%	18.4%	12.1%
営業費用成長率（年率）	8.9%	12.1%	7.9%
営業利益成長率（年率）	赤字の期があるため計算できません。		

ダフ・アンド・フェルプスは、上記交換比率の算定に際し、両社から受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社及びエフエルシーとそれらの関係会社の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は算定を行っておりません。類似上場会社比較法及びDCF法による評価は、平成28年2月29日までの情報及び経済条件を反映したものであり、当社及びエフエルシーの財務予測については、当社及びエフエルシーにより現時点で得られる予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

なお、エフエルシーは、種類株式交換比率に関して、A種優先株式は無議決権株式であり、普通株式への転換権がなく、優先配当を超えて配当に参加する権利の無い、いわゆる「社債型」優先株であることから、普通社債との交換に関して算定書を取得しておりません。

（3）上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換によって上場廃止となる見込みはありません。但し、本株式交換を前提として公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が予定されております。本公開買付けは、当社株式の上場廃止を企図したものではないとの説明を受けておりますが、買付けを行う当社株式等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社株式は、東京証券取引所における有価証券上場規程第601条第1項に規定される東京証券取引所市場第二部の上場廃止基準のうち、以下の から に該当し、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。当社株式が上場廃止となった場合には、当社株式は東京証券取引所市場第二部において取引することができなくなります。

上場会社の事業年度の末日における株主数が400人未満である場合において、1年以内に400人以上とならないとき

上場会社の事業年度の末日における流通株式の数（役員、上場会社が自己株式を所有している場合の当該上場会社及び上場株式数の10%以上の株式を所有する株主等を除く株主が所有する株式の数をいいます。以下同じ。）が2,000単位未満である場合において、1年以内に2,000単位以上とならないとき

上場会社の事業年度の末日における流通株式時価総額（事業年度の末日における売立会における最終価格に、事業年度の末日における流通株式の数を乗じて得た額をいいます。）が5億円未満である場合において、1年以内に5億円以上とならないとき

上場会社の事業年度の末日における流通株式の数が上場株券等の数の5%未満である場合において、上場会社が有価証券報告書を提出した日又は法第24条第1項に定める期間の末日のうちいずれか早い日までに東京証券取引所の定める公募、売出し又は数量制限付分売予定書を提出しないとき

なお、本公開買付けの結果、当社株式が上記のような上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合には、公開買付者は当社との間で、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための対応について誠実に協議し、当社株式の上場維持に向けた方策を実行する予定であるとのこと。また、上記方法の具体的な内容や諸条件につき、現在具体的に決定している事項はありません。

なお、本公開買付けの詳細は、平成28年4月15日提出「有価証券届出書」の「募集又は売出しに関する特別記載事項 2.1) 株主割当てを選択した理由」をご参照下さい。

(4) 公正性を担保するための措置

本株式交換の検討にあたって、当社は、当社の親会社である光通信が、エフエルシーの発行済株式総数の78.9%（間接保有分を含む）を保有し、エフエルシーを連結子会社としていること、ならびにエフエルシーの代表取締役社長である萩尾陽平氏を当社の取締役招聘していること、また、当社とは前記 1. 「提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係」に記載のとおり関係があり、かつ、エフエルシーは当社の関連当事者に該当することから、本株式交換における株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、平成27年10月頃、第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングに株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考に、エフエルシーとの間で真摯に交渉・協議を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことを本日開催の取締役会で決議いたしました。当社は、ブルータス・コンサルティングへの依頼に先立ち、平成27年10月頃、法務アドバイザーとして弁護士法人港国際法律事務所（以下「港国際法律事務所」といいます）を、平成27年11月頃、会計アドバイザーとして株式会社AGSコンサルティング（以下「AGSコンサルティング」といいます）を選定しました。

港国際法律事務所は、本株式交換に重大な影響をおよぼす可能性のある法的問題点の有無を調査するために平成27年11月頃、エフエルシーに対する法務デュー・デリジェンスを実施しましたが、当該法務デュー・デリジェンスの結果、本株式交換の実行に重大な影響をおよぼすおそれのある重大な法的問題点は発見されませんでした。

AGSコンサルティングは、本株式交換に重大な影響をおよぼす可能性のある会計的問題点の有無を調査するために平成27年11月頃、エフエルシーに対する会計デュー・デリジェンスを実施しましたが、当該会計デュー・デリジェンスの結果、本株式交換の実行に重大な影響をおよぼすおそれのある重大な会計的問題点は発見されませんでした。

一方、エフエルシーは、本株式交換における本株式交換比率の公正性を担保するため、本株式交換の実施にあたり、平成27年11月頃、第三者算定機関であるダフ・アンド・フェルプスに本株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果を参考に、当社との間で交渉・協議を行い、本株式交換比率により本株式交換を行うことを平成27年4月14日開催の取締役会で決議いたしました。

また、当社は、港国際法律事務所から、本株式交換に関する諸手続及び当社の意思決定の方法・過程等について法的な観点から助言を受けております。なお、港国際法律事務所及びAGSコンサルティングは、当社及びエフエルシーとの間で重要な利害関係を有しておりません。

なお、本株式交換において、両社とも算定機関からの公正性に関する評価（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）は取得しておりません。

(5) 利益相反を回避するための措置

当社は、当社の親会社である光通信が、エフエルシーの発行済株式総数の78.9%（間接保有分を含む）を保有し、エフエルシーを連結子会社としていること、ならびにエフエルシーの代表取締役社長である萩尾陽平氏を当社の取締役に招聘していることから、利益相反を回避するため、以下のような措置を講じております。

当社における、利害関係を有しない第三者委員会からの答申書の取得

当社は、本株式交換が当社の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、平成27年11月19日に、光通信及びエフエルシーとの間で利害関係を有しない外部の有識者である佐藤明夫氏（弁護士、佐藤総合法律事務所）、福崎真也氏（弁護士、番町スクエア法律事務所）及び鳥羽史郎氏（会計士、鳥羽公認会計士事務所）の3名によって構成される第三者委員会（以下「第三者委員会」といいます。）を設置し、本株式交換を検討するにあたって、第三者委員会に対し、(a)本株式交換の目的の正当性（当社の企業価値の向上に資するかを含む）、(b)本株式交換における株式交換比率の公正性（本株式交換比率の決定過程の妥当性を含む）(c)本株式交換の手続の適正性（本株式交換において、適法かつ公正な手続を通じ当社の株主の利益への十分な配慮がなされているか）、(d)これらの点を踏まえ、本株式交換に係る意思決定が当社の少数株主にとって不利益なものであるか否かについて、諮問いたしました。

第三者委員会は、平成27年11月19日以降平成28年4月14日までに、会合を合計6回開催したほか、情報収集を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。第三者委員会は、かかる検討に当たり、当社から、本株式交換の目的、本株式交換に至る背景、当社の企業価値の内容、並びに株式交換比率を含む本株式交換の諸条件の交渉経緯及び決定過程についての説明を受けており、また、ブルータス・コンサルティングから本株式交換における株式交換比率の評価に関する説明を受けております。また、当社のリーガル・アドバイザーである港国際法律事務所から、本株式交換に係る当社の取締役会の意思決定の方法及び過程等に関する説明を受けております。当社は、第三者委員会より、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、(a)～(d)につき下記の旨記載のある答申書を受領しております。

- (a) 現在、当社が置かれている先の事業環境に鑑みれば、本株式交換を行うことは当社の経営上の重要課題を克服するために有効であると考えられ、その目的には正当性が認められる。
- (b) 当社は、当社、エフエルシー及び光通信から独立した法務アドバイザーである港国際法律事務所及び財務アドバイザーであるAGSコンサルティングにエフエルシーに対するデューデリジェンスを依頼し、本株式交換の交換比率を算定するにあたって重大な影響を与えるような問題点の有無及び内容を調査した。そして、かかる調査においては、本株式交換の交換比率に重大な影響を与えるような問題点は特段発見されなかったことが第三者委員会においても確認されている。

そして、当社は、本株式交換における本株式交換比率の公正性や妥当性を担保するため、当社、エフエルシー及び光通信から独立した第三者算定機関であるブルータス・コンサルティングを選定し、同社によるエフエルシーの株式価格及び交換比率の算定を実施した。かかる算定に用いられた算定方式については、DCF法において用いられた当社及びエフエルシーの事業計画上の数値及びブルータス・コンサルティングが適用した割引率の適切性、並びに、当社の株価の観測期間の妥当性等の観点から、ブルータス・コンサルティングへの質問等を行いつつ第三者委員会において協議及び検証されており、いずれも妥当及び適切であると認められる。特に、ブルータス・コンサルティングに提出された当社及びエフエルシーの事業計画上の数値については、当初、両社の間に市場の成長性に対する評価の違いが見受けられたものの、その後両社が複数回の協議を経たうえで、妥当性及び適切性が認められる数値に修正されたものである。

また、普通株式交換比率は、当社が本新株予約権割当てにより見込む資金調達額の中には、本件統合とは関係なく当社固有の資金需要に基づく部分があるところ、かかる金額分についてはのみ本新株予約権割当て及び行使がなされ、それ以外の部分については本新株予約権割当てがなかったと仮定した場合の、ブルータス・コンサルティングによる普通株式交換比率の評価レンジの範囲内でもあるから、本新株予約権割当てによる影響を考慮しても、当社株主にとって殊更に不利益なものとはいえない。

ブルータス・コンサルティングによる、当社第5回普通社債について発行価額によって、エフエルシーのA種優先株式について、DCF法を採用することによって算定を行っている。かかる算定は、ブルータス・コンサルティングが採用した割引率の適切性の観点からも妥当かつ適切であると認められるところ、当社及びエフエルシーは、算定結果を参考に種類株式交換比率を決定する予定である。

本株式交換にあたり、エフエルシーが既に発行している第2回乃至第4回新株予約権に代えて、当社が新たに発行する新株予約権は、普通株式交換比率に沿ったものであるため、特段不合理なものとはいえない。

当社は、上記を受けて、ブルータス・コンサルティングによるエフエルシーの普通株式価格及び本株式交換比率の算定結果を参考に慎重に協議及び検討を行い、エフエルシーとの交渉・協議を重ね、本株式交換比率を決定する予定である。

以上より、本株式交換比率の決定過程及び決定内容について、公正性に疑義を生じさせる不合理な点は特段認められないものとする。

- (c) 当社取締役会においては、利益相反を回避するために相当と認められる措置が採られており、本株式交換に際しては、利益相反関係のない役員によって、これまで実質的な検討及びエフエルシーとの交渉が行われているものと認められ、さらに、当社は、本株式交換に関する法務アドバイザーとして港国際法律事務所を選任し、本株式交換の手続及び意思決定の方法・過程等についても助言を受けている。

したがって、本株式交換の手続において、その適正さを疑わせるような特段の事情は存在しないものとする。

- (d) 本株主割当て及び本会社分割は、いずれも、本株式交換が当社の少数株主にとって不利益なものでないかどうかという判断に影響を与えないことから、本経営統合は全体として合理的といえる。

以上のことから、第三者委員会は、本株式交換により当社がエフエルシーを完全子会社とする手続きを行うことについて、当社の少数株主にとって不利益なものであることを伺わせる事情は特段認められない旨の答申書を、平成28年4月14日付で、当社の取締役会に対して提出しております。

利害関係を有する取締役を除く取締役及び監査役全員の承認

当社の取締役のうち、光通信の常務取締役その他の光通信の重要な連結子会社4社の役員を兼務している和田英明氏、光通信の従業員及び光通信の重要な連結子会社2社の取締役を兼務している形部孝広氏、光通信の従業員及び光通信の重要な連結子会社2社の取締役を兼務している杉田将夫氏、エフエルシーの代表取締役及びエフエルシーの重要な連結子会社4社の取締役を兼務している萩尾陽平氏は、利益相反のおそれを回避する観点から、本株式交換の協議及び交渉に関与しておらず、本株式交換に係る当社の取締役会の審議及び決議に参加しておりません。

また、当社の監査役3名全員が、本株式交換を行うことに異議がない旨の意見を述べております。

5. 本株式交換後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

本株式交換後に、会社分割による持株会社化及び商号変更を予定しておりますが、平成28年7月1日予定の本株式交換効力発生直後の状況は以下のとおりです。

商号	株式会社ウォーターダイレクト
本店の所在地	山梨県富士吉田市上吉田4597番地の1
代表者の氏名	代表取締役社長 萩尾 陽平 (注)
資本金の額	現時点では確定していません。
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	ナチュラルミネラルウォーターの宅配 各種販売促進業務 販売計画の企画・運営 その他プロモーション全般の企画運営 等

(注)平成28年6月25日開催予定の当社定時株主総会及び臨時取締役会決議を経て、代表取締役社長に萩尾陽平氏が就任予定であります。詳細は、平成28年4月15日付開示資料「代表取締役の異動及び役員体制に関するお知らせ」をご参照下さい。

・本吸収分割について

1. 本吸収分割の相手会社について

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ウォーターダイレクト分割準備会社(平成28年4月設立予定)
本店の所在地	東京都品川区大崎四丁目1番2号
代表者の氏名	代表取締役 長野 成晃
資本金の額	100,000千円
純資産の額(連結)	現時点では確定していません。
総資産の額(連結)	現時点では確定していません。
事業の内容	ナチュラルミネラルウォーターの宅配

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益
本分割準備会社は、平成28年4月設立予定のため、確定した事業年度はありません。

大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
株式会社ウォーターダイレクト 100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社の100%出資子会社となります。
人的関係	当社の役員の一部が役員を兼務する予定です。
取引関係	当社は、経営指導料及び配当収入等を受領する予定です。

2. 本吸収分割の目的

「 . 本経営統合の目的等 1. 本経営統合の背景及び目的」をご参照下さい。

3. 本吸収分割の方法、本吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

本吸収分割の方法

本株式交換の効力が発生することを条件とする、当社を吸収分割会社、当社の100%子会社である本分割準備会社を吸収分割承継会社とする吸収分割です。

本吸収分割に係る割当ての内容

当社が、本分割準備会社の発行済株式の全てを所有することから、分割の対価については無対価とする予定です。

吸収分割契約の内容

本吸収分割契約については分割準備会社の設立に合わせて締結する予定であり、本吸収分割の詳細については現在未定であるため、決定次第、臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

4. 本吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

前記3. に記載のとおり当社が、本分割準備会社の発行済株式の全てを所有することから、分割の対価については無対価とする予定です。

5. 本吸収分割後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社ウォーターダイレクト
本店の所在地	山梨県富士吉田市上吉田4597番地の1
代表者の氏名	代表取締役社長 長野 成晃
資本金の額	100,000千円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	ナチュラルミネラルウォーターの宅配 各種販売促進業務 販売計画の企画・運営 その他プロモーション全般の企画運営 等

(注) 吸収分割承継会社の商号は、平成28年7月1日付で「株式会社ウォーターダイレクト」に変更する予定です。